

## 豊川浄化センター汚泥処理施設等整備・運営事業 実施方針

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）、以下「P F I 法」という。）第 5 条第 3 項の規定により、豊川浄化センター汚泥処理施設等整備・運営事業（以下「本事業」という。）の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）について公表します。

平成 25 年 12 月 26 日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県は、本事業について民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用について、財政資金の効率的、効果的活用を図るため、P F I 法に基づく事業（以下「P F I 事業」という。）として実施することを検討しています。

本実施方針は、P F I 法に基づく特定事業の選定及び当該事業を実施する民間事業者の選定を行うに当たって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 25 年 9 月 20 日内閣閣議決定。以下「基本方針」という。）、「P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン」（平成 13 年 1 月 22 日民間資金等活用事業推進委員会より公表）、「愛知県 P F I 導入ガイドライン」（平成 15 年 6 月 30 日愛知県企画振興部長通知 15 企第 73 号）等に則り、本事業の実施方針として定め、ここに公表します。

本実施方針の公表に合わせて、事業者を求める条件や業務内容を示す要求水準書（案）を公表します。

豊川浄化センター汚泥処理施設等  
整備・運営事業

実施方針

平成25年12月

愛知県

## 目 次

1	特定事業の選定に関する事項.....	1
	(1) 事業内容に関する事項.....	1
	(2) 特定事業の選定方法等に関する事項.....	11
2	事業者の募集及び選定に関する事項.....	13
	(1) 事業者の募集及び選定方法.....	13
	(2) 選定の手順及びスケジュール.....	13
	(3) 応募手続き等.....	14
	(4) 応募者の資格等.....	16
	(5) 提案の審査及び事業者の選定に関する事項.....	21
	(6) 契約に関する基本的な考え方.....	22
	(7) 提出書類の取扱い.....	23
3	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項.....	24
	(1) リスク分担の考え方.....	24
	(2) 事業者の義務等.....	24
	(3) 事業者の責任の履行の確保に関する事項.....	24
	(4) 事業の実施状況についてのモニタリングに関する事項.....	24
4	公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	26
	(1) 立地条件に関する事項.....	26
	(2) 施設構成等の概要.....	26
5	事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項.....	26
	(1) 係争事由に係る基本的な考え方.....	26
	(2) 管轄裁判所の指定.....	26
6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	26
	(1) 基本的な考え方.....	26
	(2) 本事業の継続が困難となった場合の措置.....	27
	(3) 融資機関と県との協議.....	27
7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の協力に関する事項.....	27
	(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項.....	27
	(2) 財政上及び金融上の協力に関する事項.....	27
	(3) その他の協力に関する事項.....	28
8	その他特定事業の実施に関し必要な事項.....	28
	(1) 情報提供.....	28
	(2) 県議会の議決.....	28
	(3) 予定価格.....	28
	(4) 応募に当たっての費用の負担.....	28

(5) 使用言語、単位及び通貨.....	28
(6) 災害時の協力.....	28
(7) 関連事業.....	29
(8) 問合せ先.....	29

#### 添付書類等

様式1	実施方針等に関する説明会及び第一回現地説明会参加申込書
様式2	実施方針等に関する質問書
様式3	実施方針等に関する意見・提案書
様式4	下水汚泥等譲渡申請書
別紙1	既存施設の概要及び本事業における修繕・更新の業務範囲
別紙2	維持管理業務の官民役割分担
別紙3	システムの基本フロー
別紙4	リスク分担表
別紙5	建設予定平面図

## 1 特定事業の選定に関する事項

### (1) 事業内容に関する事項

#### ア 事業名称

豊川浄化センター汚泥処理施設等整備・運営事業

#### イ 事業に供される公共施設の種類

豊川浄化センター汚泥処理施設（濃縮＋消化＋脱水）及びバイオガス利活用施設

#### ウ 公共施設の管理者

愛知県知事 大村 秀章

#### エ 事業目的

豊川流域下水道は、昭和 55 年に供用した流域下水道であり、施設の老朽化が進んでいます。また、社会・経済情勢の大きな変化に伴い、より効果的かつ効率的な事業運営が求められています。

特に、下水処理に伴って発生する下水汚泥の取扱いについて、環境保全に及ぼす影響を考慮した再生利用を進めていくことが、重要な課題の一つとなっています。

従来からも、豊川浄化センターでは、発生する下水汚泥を焼却処分し、焼却灰をセメント原料や農業資材に有効利用していましたが、汚泥の持つエネルギーの有効利用は図られていませんでした。

下水汚泥の大部分を占める有機分は、焼却によりCO<sub>2</sub>などの気体として大気中に放出していましたが、焼却前に下水汚泥を発酵させてバイオガスを生成することにより、エネルギー資源として再生利用することが可能であり、豊川浄化センター施設全体の省エネルギー化又は省コスト化につなげることが期待できます。

このため、豊川浄化センターにある休止中の消化槽を再稼動し、良好な水処理を維持しつつ、下水汚泥の安定的な処理を行う一方で、生成されるバイオガスを利活用することによって、汚泥処理費の低減や温室効果ガス排出量の削減を目指すものです。

なお、事業効果をさらに高めるため、民間のノウハウや創意工夫を活用することによって汚泥処理コストを最小限に抑え、県民等が享受できるサービス価値を最大化するため、公共と民間が連携して課題解決に努める手法として、事業方式に PFI（PFIとは「Private Finance Initiative：プライベート・ファイナンス・イニシアティブ」の略称、民間資金を利用して民間に施設整備と公共サービスの提供をゆだねる手法のことをいう。以下「PFI」という。）を導入することとしました。

上記に示す目的を達成するためには、豊川浄化センター全体の最適化に向けた水処理と汚泥処理の連携が不可欠です。本事業着手後も運営・維持管理期間内において事業者と県及び県が委託する水処理施設管理者とは、協議や調整を重ねながら全体最適

化を目指し不断の努力を継続するものとします。

また、豊川浄化センターの水処理施設は、公共用水域の水環境保全のため、一刻たりとも止めることの出来ない極めて重要な設備です。そしてここから発生する下水汚泥の処理は、万一、事故・故障等による運転が停止した場合、水処理に与える影響は甚大であり、社会的に極めて重大な影響を与えるものとなります。事業者はこのことを正しく認識し、その責任と自覚をもって本事業にあたる必要があります。

## オ 事業概要

### 1) 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、PFI事業者（以下、「事業者」という。）が自らの提案をもとに、消化システムの再稼働を含め、豊川浄化センター内の汚泥処理施設（濃縮施設、消化施設及び脱水施設等。以下、「汚泥処理施設」という。）に対して、更新及び修繕等を実施し、その後、運営・維持管理を行う方式（Rehabilitate Operate (RO)方式）により実施することとします（以下、「汚泥処理事業」という。）。

また、事業者は、下水汚泥から生成するバイオガスを利用するために必要となる施設（以下、「バイオガス利活用施設」という。）を整備した後、県に施設の所有権を移転し、その後、運営・維持管理を行う方式（Build Transfer Operate (BTO)方式）により実施することとします（以下、「バイオガス利活用事業」という。）。

上記の「汚泥処理事業」と「バイオガス利活用事業」をあわせて、「豊川浄化センター汚泥処理施設等整備・運営事業」（以下、「本事業」という。）と総称します。また、「汚泥処理施設」と「バイオガス利活用施設」をあわせて、「本施設」と呼称します。

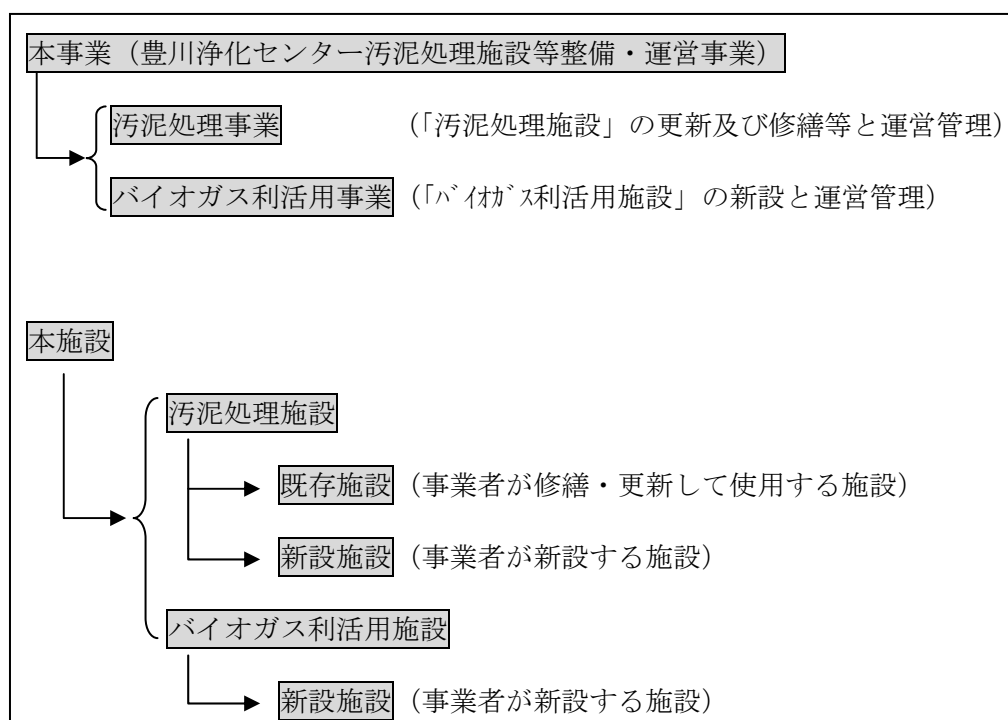


図1 用語の定義

## 2) 事業範囲

### ① 事業者が行う主な業務（汚泥処理事業）

#### (ア) 設計・建設業務（※1）

##### a 設計業務

- ・汚泥処理施設の長寿命化計画の策定及び国への申請協力（※2）
- ・汚泥処理施設の新設、更新に係る基本設計及び実施設計（※3）
- ・上記設計に伴う各種申請等の業務（※4）
- ・設計図書の作成

##### b 建設業務

- ・汚泥処理施設の新設工事
- ・既存施設の更新工事（長寿命化対策及び既存施設の撤去工事を含む）（※5）
- ・上記建設に伴う各種申請等の業務（※4）
- ・工事監理
- ・近隣調整及び準備調査業務

##### c 試運転業務

##### d その他の業務

- ・県が行う出来高の確認及び完成時の確認への対応
- ・電気事業法（昭和39年法律第170号）に係る国等への各種届け出
- ・国の交付金等を活用するために必要な業務に対する県への協力
- ・完成図書、各種申請図書の提出

#### (イ) 運営・維持管理業務

##### a 運営業務

- ・汚泥処理施設の運転管理
- ・生汚泥、余剰汚泥の受入
- ・バイオガスの生成及び供給
- ・脱水汚泥の性状管理、引き渡し
- ・返流水の水質管理、引き渡し
- ・他の流域下水道浄化センターからの汚泥（融通処理）の引き取り、払い出し

##### b 維持管理業務（※6）

- ・既存施設及び事業者が新設、更新した施設の修繕工事（※7）
- ・電気需給契約・事務管理業務等
- ・点検（現場巡回・法令点検含む）・保守業務
- ・電気工作物に係る保安業務
- ・関係法令に係る各種届出
- ・試験業務



- ・ユーティリティ等の調達・管理業務
- ・運営・維持管理業務計画の策定業務
- ・引継業務
- ・その他の業務（廃棄物処分業務、清掃業務、防犯業務、外構維持管理業務、危機管理対応業務、見学者対応、地域住民対応、業務実施報告書の作成、データ整理の協力）

(※1) 「別紙1 既存施設の概要及び本事業における修繕・更新の業務範囲」に示した既存施設は、標準的耐用年数到達年度までは使用を継続するものとし、それ以降の継続使用・更新については、県が想定するライフサイクルコストを下回るなど一定の条件のもとで本事業に応募する事業者（以下、「応募者」という。）の提案に委ねます。また、標準的耐用年数到達年度が本事業の運営・維持管理開始年度以前のものについては、本事業の設計・建設業務において、既存施設の更新を可能とします。

ただし、標準的耐用年数到達年度前であっても、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に規定する処分制限期間を超えており、他のシステムを導入するメリットが大きいと判断される場合（更新により全体の処理効率が大幅に上がるなど残存価値を国費返還してもメリットが上回る等）は、この限りではありません。この場合は、国の了承を必要とします。

なお、県が予定価格算定のために策定した豊川浄化センターの汚泥処理施設の更新内容については、要求水準書(案)の「別紙11 施設更新計画（案）」に示します。

平成31年度末までに実施する業務については、原則下水道法第34条に基づいて本事業で対象となる国の社会資本整備総合交付金等（以下、「国の交付金」という。対象範囲、交付方法等の詳細は「下水道事業の手引き」（日本水道新聞社発行参照。）の活用を想定しています。また、平成32年度以降に実施する業務についても、国の交付金が活用可能であれば、活用することとします。

(※2) 汚泥処理施設を更新する際には、県が策定する長寿命化計画に当該施設を位置付ける必要があるため、事業者は、更新対象施設の状態、更新施設の諸元、ライフサイクルコストの比較検討等の長寿命化計画の策定および申請に必要な資料を作成・提供するなどの協力を県に対して行うこととします。

(※3) 県が想定する基本フローは、「別紙3 システムの基本フロー」に示すとおりですが、既存の消化施設を活用するシステムであれば、応募者の提案により変更が可能です。回収するバイオガスのメタン濃度及び消化ガス発生率も、応募者の提案範囲とします。また、消化する汚泥の量についても、必ずしも全量を要求するものではなく応募者の提案範囲とします。

- (※4) 汚泥処理事業の遂行に必要となる許認可等のうち、県が取得すべき許認可等以外のものについては、事業者が取得するものとし、その取得に係る費用も事業者の負担とします。
- (※5) 更新工事には、長寿命化対策支援制度に基づく国の交付金対象の修繕を含むものとします。
- (※6) 既存施設の維持管理業務に係る官民役割分担は、「別紙2 維持管理業務に係る業務分担」に示します。
- (※7) 修繕工事には、長寿命化対策支援制度に基づく国の交付金対象の修繕は除外するものとします。

## ② 事業者が行う主な業務（バイオガス利活用事業）

### （ア）設計・建設業務

#### a 設計業務

- ・バイオガス利活用施設の新設に係る基本設計及び実施設計
- ・上記設計に伴う各種申請等の業務（※8）
- ・設計図書の作成

#### b 建設業務

- ・バイオガス利活用施設の新設工事
- ・新設施設の更新工事（長寿命化対策を含む）（※9）
- ・上記工事に伴う各種申請等の業務（※8）
- ・工事監理
- ・近隣調整及び準備調査業務

#### c 試運転業務

#### d その他の業務

- ・県が行う出来高の確認及び完成時の確認への対応
- ・国の交付金等を活用するために必要な業務に対する県への協力
- ・再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）に係る国等への各種申請（当制度を適用する場合に限る）
- ・電気事業法（昭和39年法律第170号）に係る国等への各種届け出
- ・ガス事業法（昭和29年法律第51号）に係る国等への各種申請（製造したガスを他社に販売する場合に限る）
- ・その他、バイオガス利活用事業の実施に伴う法手続きや関係機関協議
- ・完成図書、各種申請図書の提出

### （イ）運営・維持管理業務

#### a 運営業務

- ・ バイオガス利活用施設の運転管理
- ・ バイオガスの受入
- ・ バイオガス生成物の販売（※10）

**b 維持管理業務（※11）**

- ・ 既存施設及び事業者が新設、更新した施設の修繕工事（※12）
- ・ 電気需給契約・事務管理業務等
- ・ 点検（現場巡回・法令点検含む）・保守業務
- ・ 電気工作物に係る保安業務
- ・ 関係法令に係る各種届出
- ・ 試験業務
- ・ ユーティリティ等の調達・管理業務
- ・ 運営・維持管理業務計画の策定業務
- ・ その他の業務（廃棄物処分業務、清掃業務、防犯業務、外構維持管理業務、危機管理対応業務、見学者対応、地域住民対応、業務実施報告書の作成、データ整理の協力）

- （※8） バイオガス利活用事業の遂行に必要となる許認可等のうち、県が取得すべき許認可等以外のものについては、事業者が取得するものとし、その取得に係る費用も事業者の負担とします。
- （※9） 更新工事には長寿命化対策支援制度に基づく国の交付金対象の修繕を含みます。
- （※10） 「別紙3 システムの基本フロー」に示すバイオガス利活用施設で製造する電力、精製ガス等（以下、「生成物」という。）の利活用先は、運営・維持管理期間を通じて確実なものに限ります。
- （※11） バイオガス利活用施設の全てが対象となります。
- （※12） 長寿命化対策支援制度に基づく国の交付金対象の修繕は除外するものとし、

**③ 県が行う主な業務**

**（ア）設計・建設に関する業務**

- a 近隣同意の取得・近隣対応
- b 汚泥処理施設の長寿命化計画の策定及び国への申請（※13）
- c 国への交付金等申請手続き
- d 事業認可（事業計画）変更手続き
- e 事業者が行う各種申請の協力
- f 本事業範囲外の施設の設計・建設に関する業務
- g 設計モニタリング
- h 建設モニタリング

(イ) 運営・維持管理に関する業務

- a 生汚泥及び余剰汚泥の供給
- b 脱水汚泥の受入
- c 融通処理汚泥の引き渡し元・払い出し先との調整
- c 返流水の受入
- d 焼却排熱の供給（事業者が提案により望む場合）
- e 廃棄物処理手続き
- f 本事業範囲外の用地・施設の維持管理
- g 運営・維持管理モニタリング
- h 再生水等（再生水、マイクロストレナ水）の供給

(※13) 上述① 事業者が行う主な業務（汚泥処理事業）の（※2）を参照してください。

3) 事業期間

本事業の事業期間は、下記に示すとおりです。詳細は、要求水準書（案）を参照してください。

契約締結日～平成 48 年 3 月 31 日

※運営・維持管理の開始日は、平成 28 年 10 月 1 日からとする。

4) 事業者の収入に関する事項

① 設計・建設業務の対価

(ア) 汚泥処理施設

事業者が受取る、平成 31 年度末までに実施する汚泥処理施設に関する新設・更新業務の対価は、表 1 のサービス購入料 A-1-1、A-1-2 とします。

平成 31 年度末までに実施する汚泥処理施設の新設・更新業務には国の交付金を活用することを想定しており、交付金対象分をサービス購入料 A-1-1、その他の残額をサービス購入料 A-1-2 として、それぞれの対価は、当該年度に設計・建設された出来高に応じて支払われます。

なお、交付金対象外の工事には、場内整備工事等（門・柵・塀等）があります。

一方、事業者が受取る、平成 32 年度以降に実施する汚泥処理施設に関する新設・更新業務の対価は、表 1 のサービス購入料 A-2 として、業務実施年度の翌年度から事業終了年度（平成 47 年度）までの間、年度毎に 1 回、元金均等による割賦で支払われます。ただし、事業終了年度に実施する新設・更新業務の対価は、当該年度末に一括で支払われます。

その際の割賦払いに係る金利については、LIBOR 等を基に設定する基準金利に事業者の提案によるスプレッドを加えたものとします。なお、将来の金利変動リスクは県が主として負担することを想定していますが、詳細については入札説明書等に

おいて示します。

ただし、平成 32 年度以降に国の交付金が活用可能な場合、その分をサービス購入料 A-2 から差し引いた上で、交付金対象分をサービス購入料 A-1-1 に含め、当該年度に設計・建設された出来高に応じて支払われます。

表 1 汚泥処理施設に係る設計・建設業務の対価の支払い

分類	各対価の内容
サービス購入料 A-1-1	<ul style="list-style-type: none"><li>平成 31 年度末までに実施する汚泥処理施設に関する新設・更新業務の対価のうち交付金対象分。</li><li>当該年度に設計・建設された出来高に応じた額を支払う。</li></ul>
サービス購入料 A-1-2	<ul style="list-style-type: none"><li>平成 31 年度末までに実施する汚泥処理施設に関する新設・更新業務の対価のうち交付金対象分以外。</li><li>当該年度に設計・建設された出来高に応じた額を支払う。</li></ul>
サービス購入料 A-2	<ul style="list-style-type: none"><li>平成 32 年度以降に実施する汚泥処理施設に関する新設・更新業務の対価。</li><li>業務実施年度の翌年度から事業終了年度（平成 47 年度）までの間、年度毎に 1 回、元金均等による割賦で支払う（ただし、事業終了年度に実施する新設・更新業務の対価は、当該年度末に一括で支払う）。</li><li>国の交付金が活用可能な場合は、サービス購入料 A-1-1 に含め、出来高に応じた額を支払う。</li></ul>

#### (イ) バイオガス利活用施設

##### a 生成物の販売収入による回収

事業者は、バイオガス利活用施設に係る設計・新設・修繕・更新業務に要する費用を生成物の販売で得られた収入により回収するものとします。

##### b サービス購入料による回収

事業者が提案するバイオガスの利活用方法（例えば、生成物の外部への販売を行わず豊川浄化センター内で使用する場合）によって国の交付金を活用できる場合は、上記 a によらず、事業者が受取るバイオガス利活用施設に係る設計・新設・更新業務の対価は、表 2 に示すサービス購入料 A-3 とします。

表2 バイオガス利活用施設に係る設計・建設業務の対価の支払い※

分類	各対価の内容
サービス購入料 A-3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バイオガス利活用施設に関する新設・更新業務の対価のうち交付金対象分。</li> <li>・当該年度に設計・建設された出来高に応じた額を支払う。</li> </ul>

※ 国の交付金を活用できる場合に限る。

## ② 運営・維持管理業務の対価

事業者が受取る、汚泥処理事業に係る運営・維持管理業務の対価は、表3のサービス購入料 B-1、B-2 とします。

また、事業者は、バイオガス利活用事業に係る運営・維持管理業務に要する費用を生成物の販売で得られた収入により回収するものとします。

なお、事業者は、サービス購入料 B-1、B-2 を低減するために、生成物の販売で得られた収入を汚泥処理事業に係る運営・維持管理業務に要する費用に充当することもできます。

表3 汚泥処理事業に係る運営・維持管理業務の対価の支払い

分類	各対価の内容
サービス購入料 B-1 (固定費)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の運営・維持管理業務に要する固定費。</li> <li>・運営・維持管理期間にわたり、毎月1回、事業契約書に従い、事業者が提示した額(i)を支払う。</li> </ul>
サービス購入料 B-2 (変動費)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の運営・維持管理業務に要する変動費。</li> <li>・運営・維持管理期間にわたり、毎月1回、事業契約書に従い、事業者が提示した単価(ii)に、当該月の濃縮汚泥固形物量の実績値を乗じた額を支払う。</li> </ul>

※ サービス購入料 B-1 (固定費) + サービス購入料 B-2 (変動費)  

$$= (i) + (ii) \times \text{濃縮汚泥固形物量}$$

## 5) 設計・建設業務に係るサービス購入料の妥当性確認

設計・建設業務に係るサービス購入料の支払いの際、県は、国の交付金が目的に合った用途であることや、支払い対価の妥当性について確認を行います。なお、詳細については入札説明書等において示します。

## 6) 将来の技術革新の際の措置

下水処理等に関する技術革新(事業者自らの創意工夫によると認められない場合)

等により、事業者が費用削減が生じた場合、県及び事業者は、サービス購入料の減額を目的として、その算定方法及び支払条件等について見直しのための協議を行い、サービス購入料を減額します。なお、詳細については入札説明書等において示します。

#### 7) 利益の配分

事業者が生成物の販売で得た収入のうち一定の割合を県への配分額とし、県はサービス購入料 B からこれを差し引いた額を支払います。なお、詳細については入札説明書等において示します。

#### 8) 事業に必要な法令等の遵守

本事業を実施するに当たっては、PFI 法及び基本方針のほか、関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守することとします。

#### 9) 事業期間終了後の措置

事業者は、事業期間終了の 3 ヶ月前から引継業務準備期間として、次に運営・維持管理業務を受託する者に対して引継ぎを行うものとし、事業期間終了時には、当該施設から速やかに退去することとします。

### (2) 特定事業の選定方法等に関する事項

#### ア 特定事業の選定に当たっての考え方

県は、PFI 法、基本方針及び「VFM (Value for money) に関するガイドライン」などを踏まえ、県自ら実施する場合と比較して、事業者が実施することにより効率的かつ効果的に事業が実施される場合に、実施可能性等を勘案した上で、本事業を特定事業として選定します。

#### イ 特定事業の選定手順

特定事業の選定は次の手順により客観的評価を行います。

##### 1) 公共負担の定量的評価

本事業を県自らが実施する場合の財政負担額と PFI で実施する場合の財政負担額を現在価値に換算し、比較することにより評価します。

##### 2) 定性的評価

本事業を PFI で実施する場合で、本施設の設計、建設、運営及び維持管理の水準の向上等、一連の業務を事業者に委ねることにより期待される効果を、定性的な観点から評価します。

### 3) 総合評価

上記の定量的評価、定性的評価並びに本実施方針等に関する質問、意見及び提案を総合的に勘案し、本事業を PFI で実施することの適否を評価します。

#### ウ 特定事業の選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合は、その判断の結果を評価の内容とあわせて、平成 26 年 2 月（予定）に愛知県公報及びホームページにおいて公表します。なお、本事業の実施可能性についての客観的な評価の結果に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合にあっても同様に公表します。



## 2 事業者の募集及び選定に関する事項

### (1) 事業者の募集及び選定方法

本事業は、設計・建設及び運営・維持管理の各業務を通じて、事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、事業者の募集及び選定の方法は、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札方式を採用します。

なお、本事業は平成6年4月15日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定（WTO 政府調達協定）の対象事業であり、入札手続きには、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令372号）が適用されます。

### (2) 選定の手順及びスケジュール

選定に当たっての手順及びスケジュールは、以下のとおりです。

表4 選定の手順及びスケジュール

スケジュール（予定）	内容
平成25年12月26日	実施方針等の公表
平成26年1月10日	実施方針等に関する説明会及び第1回現地見学会
平成25年12月26日～平成26年7月中旬	消化実験等に使用する汚泥の提供
平成25年12月26日～平成26年1月17日	実施方針等に関する質問、意見の受付
平成26年2月下旬	実施方針等に関する質問回答の公表
平成26年2月下旬	特定事業の選定の公表
平成26年3月下旬	入札公告、入札説明書等の公表・交付
平成26年4月	入札説明書等に関する説明会
平成26年4月	第2回現地見学会
平成26年3月下旬～4月中旬	入札説明書等に関する第1回質問受付
平成26年4月下旬	入札説明書等に関する第1回質問回答の公表
平成26年4月下旬	参加表明書の受付、参加資格の確認
平成26年5月中旬	資格審査結果の通知及び公表
平成26年5月中旬	入札説明書等に関する第2回質問受付
平成26年6月中旬	入札説明書等に関する第2回質問回答の公表
平成26年7月中旬	事業提案書の受付
平成26年10月中旬	落札者の決定及び公表
平成26年10月下旬	基本協定の締結
平成26年12月下旬	事業者との事業契約締結
平成28年10月1日	運営・維持管理開始

### (3) 応募手続き等

#### ア 実施方針等に関する説明会及び第1回現地見学会

本事業に対する事業者の参画促進のため、以下のとおり、実施方針等に関する説明会及び第1回現地見学会を開催します。

##### 【開催日時】

- ・平成26年1月10日（金） 現地説明会 11時00分から12時00分まで  
(受付開始：10時30分から)
- 現地見学会 13時30分から16時30分まで

##### 【開催場所】

豊川浄化センター内

実施方針等に関する説明会及び第1回現地見学会への参加希望者は、実施方針等に関する説明会及び第1回現地見学会参加申込書（様式1）に必要事項を記入し、FAX又は電子メールにより提出してください。

参加者は各社2名程度までとします。

申込期限	平成26年1月7日（火）17時00分まで
申込先	愛知県 東三河建設事務所 都市施設整備課
電話	0532-52-1390
FAX	0532-52-1310
メールアドレス	higashimikawa-kensetsu@pref.aichi.lg.jp

#### イ 消化実験等に使用する汚泥の提供

応募者による事業提案書作成に必要なデータの収集に資するため、希望者に対し、消化実験等に使用する汚泥を提供します。汚泥の提供は、実施方針等公表後から事業提案書の受付の前日まで、必要に応じて複数回の提供が可能です。希望者は、下水汚泥等譲渡申請書（様式4）に必要事項を記入し、愛知県東三河建設事務所都市施設整備課にお申込ください。

#### ウ 実施方針等に関する質問受付、回答公表

平成25年12月26日（木）から平成26年1月17日（金）までの間、愛知県建設部下水道課において、実施方針等に関する質問を受け付けます。なお、本事業のPFIに係る内容以外の質問に関しては回答しない場合があります。

質問の提出方法、書式等については、実施方針等に関する質問書（様式2）を参照してください。質問に対する回答は平成26年2月下旬にホームページにおいて公表する予定です（質問者名は公表しません）。

なお、質問者の権利（質問者の特殊な技術、ノウハウ等）、競争上の地位及びその他正当な利益を害するおそれがあると県が判断したものは、公表から除きます。

また、提出のあった質問のうち県が必要であると判断した場合には直接ヒアリングを行うことがあります。

## エ 実施方針等に関する意見の受付等

事業者等の創意工夫を活用して事業を実施することを目的とし、平成 25 年 12 月 26 日（木）から平成 26 年 1 月 17 日（金）までの間、愛知県建設部下水道課において、実施方針等に対する意見を受け付けます。

意見の提出方法、書式等については、実施方針等に関する意見・提案書（様式 3）を参照してください。

県は、提出された意見に関して、平成 26 年 2 月下旬にホームページにおいて公表（質問者名は公表しません）しますが、個別の回答や県の見解を示すことは行わないものとします。

なお、質問者の権利（質問者の特殊な技術、ノウハウ等）、競争上の地位及びその他正当な利益を害するおそれがあると県が判断したものは、公表から除きます。

また、提出のあった意見のうち、県が必要であると判断した場合には直接ヒアリングを行うことがあります。

## オ 実施方針等の変更

実施方針等の公表後における事業者等の意見を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針等の内容を見直し、変更を行うことがあります。

なお、変更を行った場合には、ホームページにより速やかに公表し、その変更の内容が重要でスケジュールに影響を及ぼす場合には、変更後のスケジュールも示します。

## カ 特定事業の選定の公表

県は、実施方針等に対する事業者等からの意見を踏まえ、本事業を PFI 事業として実施すべきか否かを評価し、PFI 事業として実施することが適切であると判断した場合には、本事業を特定事業として選定し、その結果を公表します。また、特定事業の選定を行わなかった場合も同様に公表します。

## キ 入札公告、入札説明書等の公表・交付

県は、実施方針等に対する事業者等からの意見を踏まえ入札公告を行い、入札説明書等を公表・交付します。

#### ク 入札説明書等に関する説明会

本事業に対する事業者の参画促進のため、入札説明書等に関する説明会を開催します。なお、説明会の開催日時、開催場所等については、入札説明書等において示します。

#### ケ 第 2 回現地見学会

希望者を対象に、第 2 回現地見学会を開催します。なお、現地見学会の開催日時、開催場所等については、入札説明書等において示します。

#### コ 入札説明書等に対する質問受付・回答公表

入札説明書等に関する質問を、愛知県建設部下水道課において受け付けます。なお、本事業の PFI に係る内容以外の質問に関しては回答しない場合があります。

入札説明書等の内容に関する質問に対する回答は、質問者の権利（質問者の特殊な技術、ノウハウ等）、競争上の地位及びその他正当な利益を害するおそれがあると県が判断したものを除き公表します。なお、質問の提出及び回答の公表方法については、入札説明書等において示します。

#### サ 参加表明書の受付、参加資格の確認、資格審査結果の通知

本事業の応募者に参加表明書及び資格審査に必要な書類の提出を求めます。資格審査の結果は、応募者に通知します。また、参加表明書の提出方法、時期、資格審査に必要な書類の詳細等については、入札説明書等において示します。なお、資格審査を通過しなかった応募者は、県に対してその理由について書面により説明を求めることができます。

#### シ 事業提案書の受付

資格審査通過者に対し、入札説明書等に基づき本事業に関する事業計画の内容を記載した事業提案書の提出を求めます。また、事業提案書の提出方法、時期、提案に必要な書類の詳細等については、入札説明書等において示します。

#### ス 入札のとりやめ等

県が公正に入札を執行できないと認められる場合、あるいは競争性が担保されないと認められる場合、県は入札の執行を延期もしくはとりやめることがあります。

### (4) 応募者の資格等

#### ア 応募者の構成

応募者は「建設に当たる者」、及び「運営・維持管理に当たる者」等から構成される企業グループ（以下、「応募グループ」という。）とし、次の全ての要件を満たすこと。な

お、企業単体で全ての要件を満たす場合も応募者としての参加資格を有します。

- 1) 構成企業の中から、代表となる企業（以下、「代表企業」という。）を定めていること。また、参加表明書の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続きを行うこと。
- 2) 参加表明書において、本事業に係る業務に携わる応募グループの構成企業（後記 2（6）イに示す特別目的会社から直接に業務の受託・請負をし、かつ特別目的会社に出資する企業）及び協力企業（特別目的会社から直接に業務の受託・請負をするが、特別目的会社に出資はしない企業）として企業名及び携わる業務を明記すること。
- 3) 応募グループの構成企業及び協力企業、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者は、他の応募グループの構成企業及び協力企業として参加できないこととする。ここで、資本面若しくは人事面において関連がある者とは、次の（ア）、（イ）の基準のいずれかに該当するものとする。

ただし、次の（ア）、（イ）の基準に該当するものの全てが協力企業である場合を除く。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、愛知県工事関係入札者心得書第 9 条の 2 第 2 項の規定に抵触するものではない。

（ア）次のいずれかに該当する二者の場合。

- ・親会社と子会社の関係（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号及び会社法施行規則（平成 18 年度法務省令第 12 号）第 3 条の規定による子会社という。）にある場合。
- ・親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
- ・一方の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

（イ）その他当該受託者と特別な提携関係があると認められる者。

- 4) 応募グループの構成企業及び協力企業のいずれも、以下の①～⑧の要件をすべて満たしていること。なお、応募者の参加資格の確認基準日は、参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限日とします。
  - ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
  - ②愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
  - ③PFI 法第 9 条に示される欠格事由に該当しない者であること。
  - ④「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていない

者であること。

- ⑤会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続き開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。

ただし、会社更生法に基づく更正手続き開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、更正手続き開始又は再生手続き開始の申立てをなされなかった者とみなします。

- ⑥本事業のアドバイザリー業務に関わっている法人又はその子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。）及びこれらの者と資本面若しくは人事面において関連しない者（※）であること。

- ⑦愛知県が設置する「豊川浄化センター汚泥処理施設等整備・運営事業に関するPFI事業者選定委員会」の委員が属する企業、又はその企業と資本面若しくは人事面において関連しない者（※）であること。

- ⑧経営状態が著しく不健全であると認められない者であること。

（※）「資本面若しくは人事面において関連」がある者とは、次の（ア）、（イ）のいずれかに該当するものとする。

（ア）当該企業の発行済株式総数の100分50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者（100分の50を超える株式保有者又は出資者が存在しない場合は他の株主又は出資者より特に抜きんでて株式を有し又は出資している者を含む。）。

（イ）応募企業の代表権を有する役員を兼ねている者。

- 5) 応募グループの構成企業及び協力企業のうち本施設の建設、運営・維持管理の各業務に当たる者は、それぞれ以下の該当する要件を満たすこと。

なお、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施できることとする。

- ①建設業務のうち機械器具設置工事及び電気工事に当たる者は次に掲げるすべての要件を満たすこと。

（ア）建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、機械器具設置工事業及び電気工事業について特定建設業の許可を受けていること。

なお、複数の者が分担して業務を行う場合は、それぞれの者が、分担する業務について、当該要件を満たしていること。

（イ）この入札に参加する本店又は営業所で機械器具設置工事業及び電気工事業を営んでいること。

なお、複数の者が分担して業務を行う場合は、それぞれの者が、分担する業務について、当該要件を満たしていること。

(ウ) 平成 26 年度及び平成 27 年度愛知県建設部入札参加資格者名簿のうち、機械器具設置工事業及び電気工事業に登録されていること。

ただし、名簿に登録されていない者で本件入札に参加を希望する者は、入札参加資格審査の申請を行うこと。

なお、複数の者が分担して業務を行う場合は、それぞれの者が、分担する業務について、当該要件を満たしていること。

(エ) 平成 26 年度及び平成 27 年度の愛知県建設部における入札参加資格において、認定された経営事項評価点数が、機械器具設置工事業については 810 点以上、電気工事業については 890 点以上であること。

なお、複数の者が分担して業務を行う場合は、少なくとも 1 者が分担する業務について、当該要件を満たしていること。

(オ) バイオガス利活用事業に係る建設工事を実施するものは、国・地方公共団体又は特殊法人等が発注する工事において、元請けとして、過去 15 年間（平成 11 年 4 月 1 日から参加表明書を提出する前日まで）に次に掲げる工事を完了した実績を有すること。

a) 下水汚泥、又は一般廃棄物等からメタン発酵により生成されるバイオガス利活用を行う施設の設置工事。ただし、提案する利用用途と同種の施設に限る。なお、実証プラントの実績も含む。

(カ) 汚泥処理事業に係る機械器具設置工事を実施するものは、国・地方公共団体又は特殊法人等が発注する工事において、元請けとして、過去 15 年間（平成 11 年 4 月 1 日から参加表明書を提出する前日まで）に次に掲げるすべての工事を完了した実績を有すること。

a) 下水道法上の終末処理場から発生する下水汚泥を処理する濃縮機の設置工事。

b) 下水道法上の終末処理場から発生する下水汚泥を処理する消化設備の設置工事。

c) 下水道法上の終末処理場から発生する下水汚泥を処理する脱水機の設置工事。

なお、複数の者が分担して業務を行う場合は、それぞれの者が分担する業務と同種の実績を有すること。

(キ) 汚泥処理事業に係る電気工事を実施するものは、国・地方公共団体又は特殊法人等が発注する工事において、元請けとして、過去 15 年間（平成 11 年 4 月 1 日から参加表明書を提出する前日まで）に次に掲げるすべての工事を完了した実績を有すること。

a) 下水道法上の終末処理場に係る高圧受変電設備の設置工事。

上記の高圧受変電設備とは遮断器盤又は変圧器盤のいずれかを含む各機

器で構成される設備をいう。

b) 下水道法上の終末処理場に係る運転操作設備の設置工事。

上記の運転操作設備とは、コントロールセンタ、補助継電器盤及び現場操作盤のすべてを含む設備をいう。

なお、複数の者が分担して業務を行う場合は、それぞれの者が分担する業務と同種の実績を有すること。

②運営・維持管理に当たる者は次の要件を満たすこと。

(ア) 下水道処理施設維持管理業者登録規定（昭和 62 年建設省告示第 1348 号）に基づく登録簿に登録されている者であること。

(イ) 平成 26 年度及び平成 27 年度の物件の製造等に係る愛知県競争入札参加資格者名簿のうち、大分類「03 役務の提供等」、中分類「01 建物等各種施設管理」、小分類「08 上・下水道施設管理」のうち「02 下水道施設管理（運転・点検・保守）」に登録されている者であること。

ただし、名簿に登録されていない者で本件入札に参加を希望する者は、入札参加資格審査の申請を行うこと。

(ウ) 国・地方公共団体、特殊法人又は公社等が発注する業務において、元請けとして、過去 15 年間（平成 11 年 4 月 1 日から参加表明書を提出する前日まで）に次に掲げる全ての業務を受託した実績があること。

また、複数の者が分担して業務を行う場合は、それぞれの者が、分担する業務について、同種の運営・維持管理実績を有すること。

a) 下水道法上の終末処理場における水処理施設及び汚泥処理施設（濃縮、消化、脱水の全てを含むものに限る）の運営・維持管理業務。ただし、同一箇所で継続して 3 年以上、水処理、汚泥処理（濃縮、消化、脱水の全てを含むものに限る）を一括で行った実績に限る。

b) 下水汚泥、一般廃棄物等からメタン発酵により生成されるバイオガス利活用を行うための施設の運営・維持管理業務。ただし、同一箇所で継続して 1 年以上、提案する利用用途と同種の施設で行った実績に限る。なお、実証プラントの実績も含む。

③上記①及び②に示す実績に係る要件については、他社と共同で履行した実績も認めるが、共同企業体の構成員として出資比率が 20%以上のものに限る。

## イ 応募者の構成企業等の変更

応募グループの構成企業及び協力企業が、参加表明書などの提出期限日から特別目的会社が本業務の契約を締結するまでの間において上記ア 3) からア 5) を欠くような事態が生じた場合は、応募グループの構成企業及び協力企業の変更は認められず、失格若



しくは落札者決定後は契約を締結しないことがあります。ただし、県がやむをえないと判断した場合は、応募グループの代表企業を除く構成企業及び協力企業の変更又は追加について認めることがあります。なお、その場合には、変更する構成企業又は協力企業が上記ア3) からア5) で定める資格要件を満たすことを証明することとします。また、変更又は追加した場合には、速やかに該当証明のための書類を提出してください。

#### ウ 再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）の設備認定取得時期に関する制限

落札者の決定前に本事業における再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）における経済産業省による設備認定を取得した応募グループは、失格とします。

### （5）提案の審査及び事業者の選定に関する事項

#### ア 審査に関する基本的な考え方

落札者の決定に当たり、県は、公平性及び透明性を確保することを目的として、学識経験者等の外部委員を含む豊川浄化センター汚泥処理施設等整備・運営事業 PFI 事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置します。委員会は、提案審査における評価項目の詳細に係る検討及び応募者から提出された事業提案書の審査を行います。委員会の意見を受けて県が定める落札者決定基準は、入札説明書等において示します。

また、県は、委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定します。

なお、県又は委員会が必要であると判断した場合は、入札参加者に対してヒアリングを行うことがあります。

#### イ 審査手順

提案の審査は、資格審査と提案審査の2段階で実施します。

##### 1) 資格審査

参加表明書とあわせて応募者から提出された資格審査書類をもとに、県は入札説明書等で示した応募者の資格についての確認審査を行います。

なお、提案様式等の詳細については、入札説明書等において示します。

##### 2) 提案審査

###### ①基礎審査

県及び委員会において、入札参加者により提出された事業提案書について、基礎審査事項を充足していることを確認します。

まず県は、入札書に記載された金額が予定価格の範囲内にあることの確認を行います。予定価格の範囲内にあることが確認された入札参加者は、基礎的事項の確認の対象とし、範囲外の入札参加者は失格とします。

次いで県及び委員会は、事業提案書に記載された内容が、本事業の基本的条件及び要求水準について満足していることの確認を行います。

なお、基礎審査項目の詳細については、入札説明書等において示します。

## ②総合評価

基礎審査を通過した入札参加者の提案内容に対して、委員会は総合的な評価を行い、最も優秀な提案を行った者を最優秀提案者として選定します。

なお、審査事項は以下のとおりであり、審査基準等の詳細については、落札者決定基準として入札説明書等において示します。

- ・事業計画の実現性・安定性に関する事項
- ・施設の信頼性・安定性に関する事項
- ・施設の運営・維持管理業務に関する事項
- ・県の財政負担額に関する事項
- ・環境負荷低減効果（温室効果ガス削減）に関する事項 等

## ウ 落札者の決定・公表

県は、落札者を決定した場合には、その結果を入札参加者に通知するとともに公表します。

## エ 事業者の選定

県と落札者は、入札説明書等に基づき契約手続きを行います。なお、事業契約の締結により、落札者を本事業の事業者として選定します。ただし、落札者の事由により事業契約の締結に至らなかった場合は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行います。

## オ 事業者を選定しない場合

事業者の募集、審査、評価及び選定の一連の手続きにおいて、応募者あるいは入札参加者が無い、又はいずれの入札参加者も県の財政負担縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業を PFI 事業として実施することが適当でないと県が判断した場合には、事業者を選定せず、この旨を速やかに公表し、特定事業の選定を取り消します。

## (6) 契約に関する基本的な考え方

### ア 基本協定の概要

県と落札者は、事業契約の締結に先立って、本事業の円滑遂行を果たすための基本的義務に関する事項、落札者の各構成企業の本事業における役割に関する事項及び特別目的会社の設立に関する事項等を規定した基本協定を締結します。

## イ 特別目的会社の設立等

落札者は、会社法（平成 17 年 7 月 26 日法律第 86 号）に定める株式会社として本事業の実施を目的とする特別目的会社を事業契約締結前までに愛知県内に設立することとします。なお、設立する特別目的会社は、県の事前の書面による承諾がある場合を除き、本事業以外の事業を兼業することはできません。県が兼業を承諾する業務としては、豊川浄化センター内の水処理施設等における清掃業務、外構維持管理業務、消防設備点検業務等の維持管理業務等が想定されます。

応募グループの構成企業の全ては、当該会社に対して出資するものとし、出資比率（議決権割合を基準として算定する。）の合計は、100%とします。また、代表企業の出資比率は出資者の中で最大とします。

なお、すべての出資者は、事業契約が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、県の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行うことはできません。

## ウ 事業契約の概要

事業契約は、本施設の設計、建設、運営及び維持管理業務等を包括的かつ詳細に規定する平成 47 年度までの契約とする予定です。

## (7) 提出書類の取扱い

### ア 著作権

県の提示した図書の著作権（二次的著作物の創作権及び二次的著作権の利用権を含む。）は県に帰属し、事業提案書の著作権は、入札参加者に帰属します。なお、県は、本事業においての公表時及びその他県が必要と認める場合には、事業提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

### イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負担します。

### ウ その他

提出を受けた事業提案書については返却しません。

### 3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項

#### (1) リスク分担の考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担することで、より質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設的设计、建設、運営及び維持管理上の責任は、原則として事業者が負うものとします。ただし、県が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、県が責任を負います。

予想される主たるリスク及び県と事業者の責任分担は、原則として「別紙4 リスク分担表」に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な事項については、事業契約書に提示します。

なお、事業契約書の各条項等の解釈について疑義が生じたとき又は事業契約書に特別の定めのない事項については、県及び事業者は、誠実協議の上、リスク分担を決定するものとします。

#### (2) 事業者の義務等

事業者は入札説明書等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、汚泥処理施設等の機能が十分発揮でき、支障なくサービスが提供できるように、施設的设计、建設、運営及び維持管理を行う義務を負うこととなります。

なお、実施方針等に関する質問、意見及び提案の結果を踏まえ、本事業において実施する業務の詳細な要求性能等については、入札説明書等において示します。

#### (3) 事業者の責任の履行の確保に関する事項

事業者は、事業契約書に従って責任を履行することとします。なお、建設工事の履行を確保するために、履行保証保険等による建設工事期間中の履行保証を行うものとします。

なお、詳細については入札説明書等において示します。

#### (4) 事業の実施状況についてのモニタリングに関する事項

##### ア モニタリングの目的

県は、事業者が事業契約書に定められた業務を確実に遂行し、業務要求水準が達成されているか確認するために、工事監理などの設計・建設業務の監視・確認を行います。また、県は、事業者の財務状況を把握し本事業の継続性・安定性を確認するために、財務諸表の確認などのモニタリングを行います。事業者は、県のモニタリングに協力することとします。

##### イ モニタリングの方法

モニタリングの具体的な方法については事業契約書において定めます。

## ウ モニタリングの実施時期及び概要

### 1) 設計モニタリング（基本設計・実施設計時）

県は、事業者によって行われた設計が、事業契約書に定める業務要求水準に適合するものであるか否かについて確認を行います。確認の結果、本施設の設計内容が事業契約書に定めた要求水準及び条件に適合しない場合には、県は設計内容に対する改善指示を行うことができるものとし、事業者は必要な改善措置を行うものとします。

### 2) 建設モニタリング（工事施工時）

事業者は工事監理者を設置して工事監理を行い、必要に応じて県から工事施工及び工事監理の状況の確認を受けることとします。また、事業者は、県が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告を行うとともに工事現場での施工状況の確認を受けることとし、確認の結果、本施設の工事内容が事業契約書に定めた要求水準及び条件に適合しない場合には、県は改善指示を行うことができることとし、事業者は必要な改善措置を行うものとします。

### 3) 建設モニタリング（工事完成時）

事業者は、施工記録を用意し、現場で県の確認を受けることとします。この際、県は、本施設の状態が事業契約書に定められた要求水準に適合するものであるか否かについて確認を行います。確認の結果、本施設の工事内容が事業契約書に定めた要求水準及び条件に適合しない場合には、県は本施設に対する補修又は改造を求めることができるものとし、事業者は必要な改善措置を行うものとします。

### 4) 運営・維持管理モニタリング（実施状況）

県は、運営・維持管理業務等において、必要に応じてその実施状況を確認します。確認の結果、運営・維持管理業務の成果が事業契約書に定めた要求水準及び条件に適合しない場合には、県は運営・維持管理業務内容に対する改善指示を行うことができるものとし、事業者は必要な改善措置を行うものとします。また、県は、事業契約書に基づき、サービス対価の減額、運営・維持管理業務に当たる者の変更及び事業契約の解除等の措置を講じるものとします。

### 5) 運営・維持管理モニタリング（財務状況）

当該財務状況の報告及び県が必要に応じて実施するその他の確認の結果、本事業の継続性・安定性の確保のために必要と認める場合には、県は財務状況についての改善指示を行うことができるものとし、事業者は必要な改善措置を行うものとします。

す。また、県は、事業契約書に基づき、運営・維持管理業務に当たる者の変更及び事業契約の解除等の措置を講じるものとします。

#### 4 公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項

##### (1) 立地条件に関する事項

- ・事業計画地 : 愛知県豊橋市新西浜町地内 (県有地)  
「別紙5 建設予定平面図」参照
- ・敷地面積 : 36.28ha
- ・都市計画用途区分 : 工業専用地域
- ・形態規制 : 建ぺい率 60%、容積率 200%

##### (2) 施設構成等の概要

本事業の施設構成は以下を想定しています。詳細は入札説明書等において示します。

- ・下水汚泥を処理する施設 (焼却を除く)
- ・下水汚泥を消化する際に生成されたバイオガスを活用する施設
- ・なお、「別紙3 システムの基本フロー」は、既存の消化施設を活用するシステムであれば、応募者の提案により変更を可能とします。また、記載のない発電施設、排熱供給施設、汚泥処理施設、脱臭施設等の新設についても応募者の提案により可能とします。

#### 5 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

##### (1) 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、県と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に定める具体的な措置に従うものとします。

##### (2) 管轄裁判所の指定

本事業の契約に関する紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

#### 6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

##### (1) 基本的な考え方

事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、事業契

約書において、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定めます。

## **(2) 本事業の継続が困難となった場合の措置**

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに事業契約の規定に従い次の措置をとることとします。

### **ア 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合**

事業者の提供するサービスが事業契約書等に定める県の要求水準を下回る場合、その他事業契約書に定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はそのおそれが生じた場合、県は、事業者に対して改善指示を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることとします。

事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、県は、事業契約を解除することができます。

### **イ 県の事由により本事業の継続が困難となった場合**

事業者は、事業契約書の定めに従い、事業契約を解除することができます。

### **ウ その他の事由により本事業の継続が困難となった場合**

県及び事業者は、事業契約書に具体的に列挙した事由に対して、事業契約書に定める発生事由ごとの適切な措置を講じます。

## **(3) 融資機関と県との協議**

事業の継続性を確保する目的で、県は、事業者に対し資金を貸し出す融資機関と協議を行い、直接協定（ダイレクトアグリーメント）を結ぶことがあります。

## **7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の協力に関する事項**

### **(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項**

現時点では法制上及び税制上の優遇措置はありませんが、法令の改正等により、法制上及び税制上の措置が適用される場合には、事業契約書の定めに従い、県と事業者で協議を行います。

### **(2) 財政上及び金融上の協力に関する事項**

本事業は下水道事業に係る国の交付金対象施設であるため、1 (1) オ 4) ①設計・建設

業務の対価の項目に示すサービス購入料 A の一部に、交付金を充てることを想定しています。したがって、事業者は県が行う交付金申請業務を協力するとともに、会計検査への対応に協力することとします。

### (3) その他の協力に関する事項

県は、事業実施に必要な許認可等に関し、必要に応じて事業者の協力を行います。

## 8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

### (1) 情報提供

本事業に関する情報提供は、愛知県建設部下水道課ホームページを通じて適宜行います。

### (2) 県議会の議決

県は、債務負担行為の設定に関する議案を平成 26 年 2 月定例県議会に提出する予定です。

### (3) 予定価格

本事業の予定価格については、平成 26 年 3 月予定の入札公告時に提示します。なお、予定価格には、バイオガス利活用事業により得られる事業者の収益を加味した金額を提示します。

### (4) 応募に当たっての費用の負担

本事業の応募に当たっての費用は、すべて応募者の負担とします。

### (5) 使用言語、単位及び通貨

使用する言語は日本語、単位は SI 単位、及び通貨は円に限ります。

### (6) 災害時の協力

事業者は、災害の発生により、愛知県内の市町村を始めとした各污水处理施設管理者がその処理業務を独自では適正に遂行できない場合で、県が豊川浄化センターにおいて応援が可能と判断する場合は、本施設に汚泥を受け入れる等、県の指示に従い協力することが求められます。



## (7) 関連事業

### ア 水処理、汚泥の焼却処理

豊川浄化センターにおいては、公共用水域の水質保全のため、下水処理場の本来の目的である汚水処理が実施されています。また、汚泥の最終処理方法として、焼却処理を実施しており、本事業には、これら関連事業及びこれを行う運転管理者等と相互に連携を図ることが求められます。

### イ 大学等が行うバイオマス利活用の実証実験への協力

豊川浄化センター施設において、大学等が実施するバイオマス利活用の実証実験などに対し、事業者は、実験用の汚泥を供給することが必要になります。

汚泥の供給は、基本的に無償譲渡としますが、汚泥譲渡を行うことで、委託業務の遂行が困難になるなどの支障が生じる場合は、協議により費用の負担を求めることができます。

## (8) 問合せ先

愛知県建設部下水道課 計画調整グループ

電話番号 052-954-6535

FAX 052-972-6416

メールアドレス gesuido@pref.aichi.lg.jp

様式1

平成 年 月 日

## 実施方針等に関する説明会及び第一回現地見学会参加申込書

豊川浄化センター汚泥処理施設等整備・運営事業の実施方針等に関する説明会及び現地説明会に参加を申し込みます。

会社名	
所属	
所在地	
担当者名	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	
参加者名 (2名程度まで)	

※注意点

- ・提出方法は、原則として電子メール（ファイル添付）にて愛知県建設部下水道課に提出のこと。なお、ファイル形式はMicrosoft Excelとすること。
- ・提出者は、提出時に電話で着信確認を行うこと。

様式2

平成 年 月 日

実施方針等に関する質問書

豊川浄化センター汚泥処理施設等整備・運営事業の実施方針と要求水準書（案）に関して以下の質問がありますので提出します。

会社名	
会社所在地	
担当者所属・役職	
担当者氏名	
電話番号	
ファックス番号	
メールアドレス	

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項
例	実施方針	2	1	(1)	オ	2)	①	(ア) 設計・建設業務	「実施方針 ●頁 ●●●」の内容についての質問事項がある場合には、左記のように記入してください。
1									
2									
3									
4									
5									

※記入上の注意

- ・ 同じ内容の質問を異なる資料・箇所に対して行う場合にも、別の質問として記入すること。
- ・ 質問が多い場合、行を適宜追加すること。
- ・ 行の追加及び行の高さの変更以外、表の書式の変更を行わないこと。
- ・ 提出方法は、原則として電子メール（ファイル添付）にて愛知県建設部下水道課に提出のこと。
- ・ ファイル形式はMicrosoft Excelとすること。
- ・ 提出者は、提出時に電話で着信確認を行うこと。
- ・ 質問者の特殊な技術、ノウハウに密接に関連する質問については、個別に回答するため、質問の内容欄の文頭に【個別回答希望】と記載すること。

## 実施方針等に関する意見・提案書

豊川浄化センター汚泥処理施設等整備・運営事業の実施方針と要求水準書（案）に関して以下の意見・提案がありますので提出します。

会社名	
所在地	
担当者所属・役職	
担当者氏名	
電話番号	
ファックス番号	
メールアドレス	

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	意見・提案事項
例	実施方針	2	1	(1)	オ	2)	①	(ア) 設計・建設業務	「実施方針 ●頁 ● ● ● ●」の内容についての意見・提案事項がある場合には、左記のように記入してください。
1									
2									
3									
4									
5									

※記入上の注意

- ・ 同じ内容の質問を異なる資料・箇所に対して行う場合にも、別の質問として記入すること。
- ・ 質問が多い場合、行を適宜追加すること。
- ・ 行の追加及び行の高さの変更以外、表の書式の変更を行わないこと。
- ・ 提出方法は、原則として電子メール（ファイル添付）にて愛知県建設部下水道課に提出のこと。
- ・ ファイル形式はMicrosoft Excelとすること。
- ・ 提出者は、提出時に電話で着信確認を行うこと。
- ・ 意見・提案の提出者の特殊な技術、ノウハウに密接に関連する意見・提案については、意見・提案の内容欄の文頭に【非公表希望】と記載すること。

様式 4

## 試験研究のための下水汚泥等の譲渡申請書

平成 年 月 日

愛知県東三河建設事務所長 殿

住 所  
申請者名称  
氏 名 印

下記のとおり下水汚泥等を試験研究に利用したいので、譲渡をお願いします。

### 記

1. 試験研究の目的  
豊川浄化センター汚泥処理施設等整備・運営事業の応募・提案書作成のため
2. 下水汚泥等の性状及び利用量
3. 譲渡希望日
4. 譲渡希望場所  
豊川浄化センター
5. 取扱に関する事項  
(1)下水汚泥等の使用に当たっては、申請者が全責任を負います。  
(2)譲渡された下水汚泥等を用いて試製した製品は、上記 1 に示す目的以外には使用しません。  
(3)譲渡された下水汚泥等の性状等に係わるデータは外部には出しません。
6. その他  
譲渡された下水汚泥等の試験研究後の処分方法については、次のとおりです。

別紙1 既存施設の概要及び本事業における修繕・更新の業務範囲

表：既存施設の概要及び本事業における修繕・更新の業務範囲(1)

○：本事業実施に必要となる場合実施  
 ×：不可  
 -：想定されない

施設種別	名称	形式	分類	年度	耐用年数	到達年度	平成28年9月30日以前 (汚泥処理事業の運営・維持 管理開始以前)		平成28年10月1日以降 (汚泥処理事業の運営・維持 管理開始以後)		備考
							更新	修繕	更新	修繕	
既存施設	重力濃縮槽	RC造 内径24.0m×側深 3.0m	躯体 防食 土木付帯物	1980 1980 1980	45 10 10	2025 1990 1990	×	×	-	県が実施	※2
	1号消化槽	RC造 内径18.0m×側深9.0m	躯体	1984	45	2029	×	×	-	県が実施	再利用が必須
			防食	1984	10	1994	○※1	○※1	○	○	※3
			土木付帯物	1984	10	1994	○※1	○※1	○	○	
	2号消化槽	RC造 内径18.0m×側深9.0m	躯体	1983	45	2028	×	×	-	県が実施	再利用が必須
			防食	1983	10	1993	○※1	○※1	○	○	※3
			土木付帯物	1983	10	1993	○※1	○※1	○	○	
	第1次洗浄槽	RC造 内径10.0m×側深3.0m	躯体	1986	45	2031	×	×	-	県が実施	
			防食	1986	10	1996	○※1	○※1	○	○	※3
			土木付帯物	1986	10	1996	○※1	○※1	○	○	
	第2次洗浄槽	RC造 内径10.0m×側深3.0m	躯体	1986	45	2031	×	×	-	県が実施	
			防食	1986	10	1996	○※1	○※1	○	○	※3
			土木付帯物	1986	10	1996	○※1	○※1	○	○	
	制御棟	RC造 地上1階 190.52m2	躯体	1984	45	2029	×	×	-	県が実施	
			建築付帯設備	1984	10	1994	○※1	○※1	○	○	※4
	機械濃縮棟	RC造 地上3階 642m2	躯体	1990	45	2035	×	×	-	県が実施	
			建築付帯設備	1990	10	2000	○※1	○※1	○	○	※4
			土木付帯物	1990	10	2000	○※1	○※1	○	○	
	汚泥棟	RC造 地上3階 3,199m2	躯体	1979	45	2024	×	×	-	県が実施	
			建築付帯設備	1979	10	1989	○※1	○※1	○	○	※4
			土木付帯物	1979	10	1989	○※1	○※1	○	○	
	重力濃縮槽汚泥掻き機	中央駆動懸垂型汚泥掻き機	設備	1980	15	1995	○※1	×	○	○	※5
	1号機械濃縮機	ベルト型ろ過濃縮機	設備	2011	15	2026	×	×	○	○	標準耐用年数到達後に更新可能
	2号機械濃縮機	横軸遠心濃縮機	設備	1999	15	2014	○※1	○※1	○	○	
	1号脱水機	高効率ベルトプレス脱水機	設備	1993	15	2008	○※1	○※1	○	○	
	2号脱水機	高効率ベルトプレス脱水機	設備	1996	15	2011	○※1	○※1	○	○	
	3号脱水機	高効率ベルトプレス脱水機	設備	1999	15	2014	○※1	○※1	○	○	
	4号脱水機	ロータリープレス脱水機	設備	2006	15	2021	×	×	○	○	標準耐用年数到達後に更新可能
	汚水返送ポンプ①	水中ポンプ	設備	1998	15	2013	○※1	○※1	○	○	
	汚水返送ポンプ②	水中ポンプ	設備	2003	15	2018	×	×	○	○	標準耐用年数到達後に更新可能
	乾式脱硫酸装置	乾式 径2.0m×高5.3m	設備	1985	10	1995	○※1	○※1	○	○	
	ガス貯留タンク	乾式 径15.5m×高17.8m	設備	1985	15	2000	○※1	○※1	○	○	
	余剰ガス燃焼装置	炉用燃焼型	設備	1985	10	1995	○※1	○※1	○	○	既設については補修部品供給無し
	1号ケーキ移送コンベア	ベルトコンベア	設備	1992	15	2007	○※1	○※1	○	○	
	ケーキ貯留フィーダ	角槽下部吐成型	設備	1992	10	2002	○※1	○※1	○	○	
	2号ケーキ移送コンベア①	円筒型ベルトコンベア	設備	1993	10	2003	○※1	○※1	○	○	
	2号ケーキ移送コンベア②	円筒型ベルトコンベア	設備	1999	10	2009	○※1	○※1	○	○	
	2号ケーキ移送コンベア③	円筒型ベルトコンベア	設備	2010	10	2020	×	×	○	○	標準耐用年数到達後に更新可能
	ケーキ移送ポンプ	ダブルシリンダ型ピストンポンプ	設備	2008	10	2018	×	×	○	○	標準耐用年数到達後に更新可能
	外部ケーキ受入設備	角槽型受入設備	設備	1999	15	2014	○※1	○※1	○	○	
	外部ケーキ搬出コンベア	ベルトコンベア	設備	2002	10	2012	○※1	○※1	○	○	
	外部ケーキ搬出装置	角槽下部吐成型	設備	2002	10	2012	○※1	○※1	○	○	
生物脱臭塔	立形カートリッジ2塔式	設備	1996	10	2006	○※1	○※1	○	○		
1号活性炭吸着塔	立形カートリッジ式	設備	1992	10	2002	○※1	○※1	○	○		
2号活性炭吸着塔	立形カートリッジ式	設備	1996	10	2006	○※1	○※1	○	○		
No.3生物脱臭装置	立形カートリッジ式	設備	2004	10	2014	○※1	○※1	○	○		
増圧ファン	片吸込ターボファン	設備	1996	10	2006	○※1	○※1	○	○		
1号脱臭ファン	片吸込ターボファン	設備	1992	10	2002	○※1	○※1	○	○		
2号脱臭ファン	片吸込ターボファン	設備	1996	10	2006	○※1	○※1	○	○		
No.3脱臭ファン	片吸込ターボファン	設備	2004	10	2014	○※1	○※1	○	○		

※1 県の維持管理の支障とならない範囲で平成28年9月30日以前に実施可とする。  
 ※2 既存汚泥濃縮槽の防食部分の修繕・更新をPFI事業者の事業範囲とする。(公募段階で設計内容、工事仕様等を提示する)  
 ※3 PFI事業者が実施した防食工事に係る部分の修繕・更新は、PFI事業者の事業範囲とする。  
 ※4 建築付帯設備の管理状況に係る県からPFI事業者への情報の提示を行う。  
 ※5 既存汚泥掻き寄せ機の修繕・更新をPFI事業者の事業範囲とする。(公募段階で設計内容、工事仕様等を提示する)  
 ※6 PFI事業者が継続使用可能と判断する電気設備については、受電切替後に修繕・更新を実施可能とする。

表：既存施設の概要及び本事業における修繕・更新の業務範囲(2)

○：本事業実施に必要となる場合実施  
 ×：不可  
 -：想定されない

施設種別	名称	形式	分類	年度	耐用年数	到達年度	平成28年9月30日以前 (汚泥処理事業の運営・維持 管理開始以前)		平成28年10月1日以降 (汚泥処理事業の運営・維持 管理開始以後)		備考
							更新	修繕	更新	修繕	
既存施設	汚泥棟監視制御設備	屋内型デスク監視盤 等	設備	1992, 2009	15	2007, 2024	×	×	○ ※6	○ ※6	本事業開始後の運用方法は要求水準書本文の通りとする。
	汚泥棟自家発電設備	屋内キュービクル形空冷式	設備	1980	15	1995	×	×	○ ※6	○ ※6	
	汚泥棟無停電電源設備	屋内自立盤	設備	2009	15	2024	×	×	○ ※6	○ ※6	
	汚泥棟受変電設備	屋内自立盤	設備	2009	20	2029	×	×	○ ※6	○ ※6	商用電力受変電設備。事業開始前までに、再利用水施設動力盤の電源を切り離す。電気的な区分けに伴う配線撤去工事は県所掌とする。
	汚泥棟電気設備 (建築設備等)	屋内自立盤 等	設備	2009	15	2024	×	×	○ ※6	○ ※6	
	電気設備 (重力濃縮)	屋内自立盤 屋外型スタンド盤 等	設備	1980～2005	15	1995～2020	×	×	○ ※6	○ ※6	
	電気設備 (機械濃縮)	屋内自立盤 屋内型スタンド盤 等	設備	1980, 2005	15	1995, 2020	×	×	○ ※6	○ ※6	
	電気設備 (汚泥消化)	屋内自立盤 屋内型スタンド盤 等	設備	1985	15	2000	○ ※1	○ ※1	○ ※6	○ ※6	
	電気設備 (汚泥脱水)	屋内自立盤 屋内型スタンド盤 等	設備	1980～2010	15	1995～2025	×	×	○ ※6	○ ※6	
	電気設備 (汚泥脱臭)	屋内自立盤 屋内型スタンド盤 等	設備	1980～2005	15	1995～2020	×	×	○ ※6	○ ※6	
	電気設備 (汚泥移送・外部受入・外部搬出・汚水返送)	屋内自立盤 屋内型スタンド盤 等	設備	1980～2005	15	1995～2020	×	×	○ ※6	○ ※6	
新規施設			構造物・設備	-	-	-	-	○	○	平成28年9月30日までに設置	

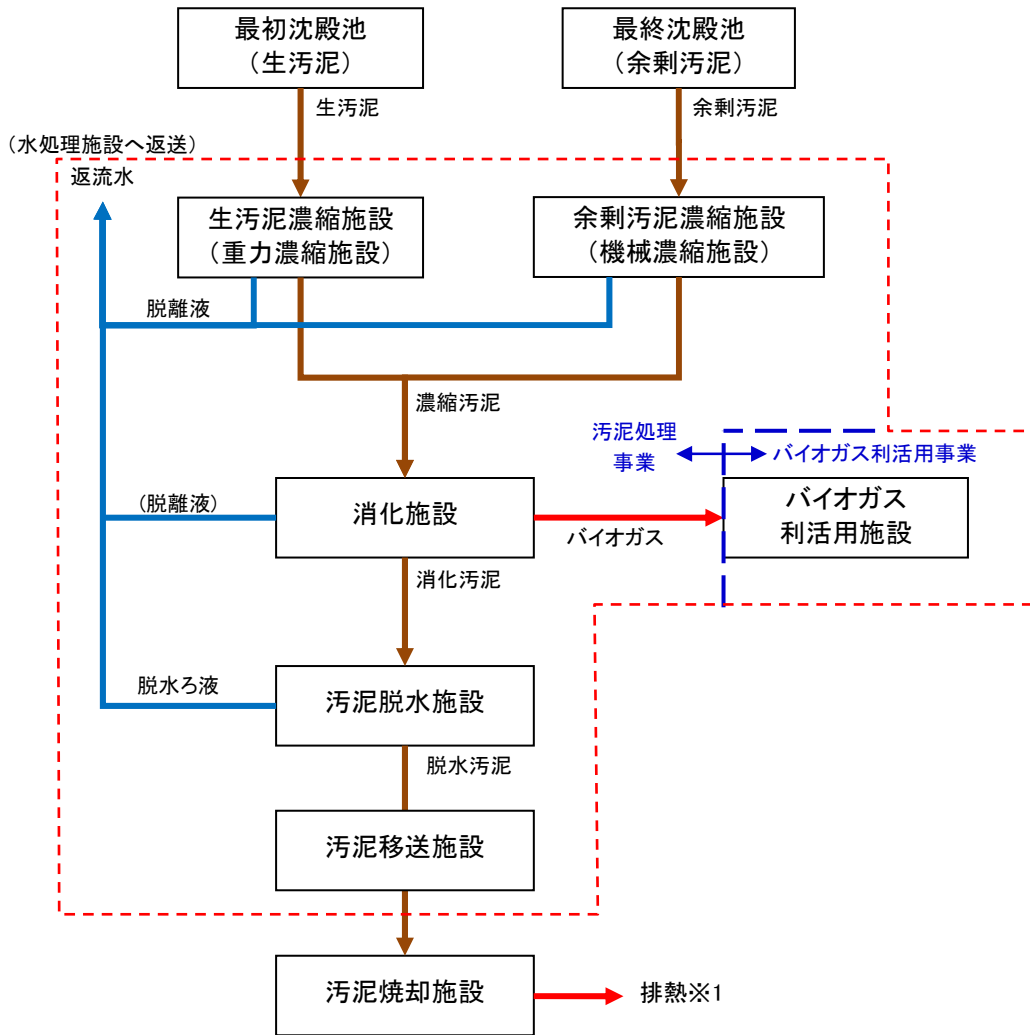
- ※1 県の維持管理の支障とならない範囲で平成28年9月30日以前に実施可とする。
- ※2 既存汚泥濃縮槽の防食部分の修繕・更新をPFI事業者の事業範囲とする。(公募段階で設計内容、工事仕様等を提示する)
- ※3 PFI事業者が実施した防食工事に係る部分の修繕・更新は、PFI事業者の事業範囲とする。
- ※4 建築付帯設備の管理状況に係る県からPFI事業者への情報の提示を行う。
- ※5 既存汚泥掻き寄せ機の修繕・更新をPFI事業者の事業範囲とする。(公募段階で設計内容、工事仕様等を提示する)
- ※6 PFI事業者が継続使用可能と判断する電気設備については、受電切替後に修繕・更新を実施可能とする。

別紙2 維持管理業務に係る業務分担

分類	項目	分担		備考	
		県	PFI事業者		
バイオガス利活用施設	躯体		○		
	建築付帯物（扉・窓等） 建築機械設備（空調等） 建築電気設備（照明・分電盤等）		○	・建築物を建設する場合	
	土木付帯物（足掛金物・蓋等）		○		
	プラント機械設備		○		
	プラント電気設備		○		
汚泥処理施設	重力濃縮施設	躯体	○		
		土木付帯物（足掛金物・蓋等）		○	
		プラント機械設備		○	
		プラント電気設備		○	
	消化施設	躯体	○		
		土木付帯物（足掛金物・蓋等）		○	
		プラント機械設備 プラント電気設備		○	
	洗浄槽	躯体	○		
		土木付帯物（足掛金物・蓋等）		○	
		プラント機械設備 プラント電気設備		○	
	制御棟	躯体	○		・事業期間中の更新は想定しない
		建築付帯物（扉・窓等） 建築機械設備（空調等） 建築電気設備（照明・分電盤等）		○	
		プラント機械設備 プラント電気設備		○	
		棟内警備 棟内清掃		○	
		躯体	○		・事業期間中の更新は想定しない
建築付帯物（扉・窓等） 建築機械設備（空調等） 建築電気設備（照明・分電盤等）			○		
機械濃縮棟	土木付帯物（足掛金物・蓋等）		○		
	プラント機械設備（機械濃縮設備） プラント電気設備（機械濃縮設備）		○	・既設配電設備は汚泥棟から受電 ・既設運転状況は汚泥棟で監視 ・新規受電を前提。既設電気設備の撤去は県所掌	
	棟内警備 棟内清掃		○		
	躯体	○		・事業期間中の更新は想定しない	
	建築付帯物（扉・窓等） 建築機械設備（空調等） 建築電気設備（照明・分電盤等）		○		
	土木付帯物（足掛金物・蓋等）		○		
	プラント機械設備（汚泥処理設備） プラント電気設備（汚泥処理設備）		○	・新規受電を前提とする	
	消防設備、及び、消防設備稼働用の非常用発電設備 汚泥棟2階電気室・操作室の管理		○	・建築機械・電気設備が民所掌になることに伴う ・プラント機械設備用の非常用発電設備は無い	
	汚泥棟の商用電源の管理		○	・今回事業用に新規受電 ・商用電源の停電リスクも事業者分担	
	棟内警備 棟内清掃		○		
汚泥移送施設	プラント機械設備 プラント電気設備		○		
	管廊内配管設備		○	・再生水配管・マイスト水配管・汚水返送管はPFI事業者所掌	
外構	管廊内配管設備		○		
	維持管理（草刈、清掃等） 場内警備		○	・新規受電範囲においてフェンス等で囲われた敷地内の外構を想定	



別紙3 システムの基本フロー



事業範囲、及び新規受電範囲

※1: 汚泥焼却施設の改造及び排熱利用については応募者の提案により可能とする。  
 ※2: 返流水や汚泥について、エネルギー回収以外の有効活用の提案も可能とする。

別紙4 リスク分担表

表：リスク分担表(1)

No	リスクの種類		リスクの内容	負担者	
				県	事業者
(1)	公募手続リスク		入札説明書等及び付属書類の誤り、手続きに関するリスク	○	
			県の帰責事由により事業者と契約締結できないリスク又は契約締結に時間を要する場合	○	
			事業者の帰責事由により県と契約締結できないリスク又は契約締結に時間を要する場合		○
			県、事業者いずれの帰責事由によらない理由により、契約が結べない又は契約手続きが遅延した場合(議会の議決が得られない場合を含む)	△ 注1	△ 注1
(2)	法令変更 リスク	本事業の施設建設・運営・維持管理業務に係わる法令の変更・新設に関するリスク	○		
		上記以外で、本事業のみならず広く一般的に適用される法令の変更・新設に関するリスク		○	
(3)	税制変更 リスク	消費税に関する変更又は事業者に課される税金の内、その利益に課されるもの以外に関する税制度の変更	○		
		本事業に関する新税の成立や税率の変更の内、事業者の費用増加が明らかで、事業者による増加抑制が不可能なもの	○		
		事業者に課される税金の内、その利益に課されるものの税制度の変更		○	
(4)	許認可等 の取得等	汚泥処理事業及びバイオガス利活用事業に係る建設や運営・維持管理に当たって、事業者が取得すべき許認可等の取得の遅延等による費用の増加		○	
(5)	交付金等	事業者の帰責事由により国の交付金が交付されない場合の以下に示すようなリスク ・事業者の準備した書類の不備等により、施設性状面、コスト面等で長寿命化対策の必要な施設であることを証明できなかった場合 ・事業者が交付に必要な書類一式を準備できなかった場合		○	
		上記以外の事由により想定されていた交付金額が交付されない場合のリスク	○		
(6)	社会 リスク	周辺住民への対応	県の提示条件や本施設を整備することそのものに対する地域住民の要望、訴訟等に起因する費用の増加等 事業者が提案内容に基づき行う調査・設計・建設・運営・維持管理業務に対する地域住民の要望、訴訟等に起因する費用の増加等	○	○
(7)		環境保全	事業者が行う業務に起因する環境問題(騒音・振動・有害物質の排出等)への対応		○
(8)		第三者賠償	県の帰責事由による事故等により第三者に与えた損害の賠償責任 事業者の帰責事由による事故等により第三者に与えた損害の賠償責任	○	○
(9)		資金調達	本事業の実施に必要な資金の確保に関するリスク		○
(10)	経済 リスク	金利変動	平成32年度以降の汚泥処理施設における新設・更新費に係る金利変動	○	△ 注2
			上記以外の費用に係る金利変動		○
(11)	物価変動	バイオガス利活用事業に係る物価変動		○	
		汚泥処理事業に係る物価変動	○	△ 注3	
(12)	債務 不履行 リスク	本事業の中止・延期	県の判断等により本事業を中止・延期する場合のリスク	○	
(13)		構成企業等に関するリスク	事業者及び構成企業・協力企業に起因し、本事業の実施が困難となった場合のリスク		○
(14)	下請業者管理リスク		事業者が締結する下請契約の管理、変更等に関するもの		○
(15)	不可抗力リスク		南海トラフ地震等の巨大地震による本施設の損害、運営・維持管理業務の変更・中止	○	△ 注3
			計画段階で想定しない暴風・豪雨・洪水・高潮等の自然災害及び戦争・騒擾・騒乱・暴動その他の人為的な現象による本施設の損害、運営・維持管理業務の変更・中止	○	△ 注3

表：リスク分担表(2)

No	リスクの種類		リスクの内容	負担者	
				県	事業者
(16)	設計 段階	測量・調査 リスク	県が実施した測量・地質調査等に不備があった場合	○	
			事業者が実施した測量・地質調査等に不備があった場合		○
(17)		設計 リスク	県が提示した要求水準の内容に不備があった場合	○	
			事業者が実施した設計に不備があった場合		○
(18)		設計変更 リスク	県の指示により要求水準を超える内容の設計変更を行うことによる計画・設計の遅延や事業者の費用増加等	○	
			事業者の帰責事由によって設計変更したことによる計画・設計の遅延や事業者の費用増加等		○
(19)	用地リスク	用地の瑕疵リスク	事業用地の土壌汚染(既存施設用地を含む)、埋蔵物等による計画・設計変更又は事業者の費用増加等	○	
(20)		地盤・地質 リスク	県が提示した地盤・地質に関する情報からは予見不可能と合理的に判断される現地盤・地質の状況により工期や工法が影響を受ける場合	○	
(21)	建設 段階	着工遅延リスク	県の帰責事由による着工遅延リスク	○	
			事業者の帰責事由による着工遅延リスク		○
(22)		工事費の増加リスク	県の指示や変更等、県の帰責事由による工事費の増加	○	
			事業者の帰責事由による工事費の増加		○
(23)		完工遅延リスク	県の指示や変更等、県の帰責事由により事業契約に規定される期日までに完工しない場合	○	
			事業者の帰責事由により、契約期日までに完工しない場合		○
(24)	要求水準未達等	試運転・完工検査時等の下水汚泥等の供給に関するリスク	○		
		試運転・完工検査等の結果、本施設が要求水準書や事業契約等に規定される性能を満たさない場合		○	
(25)	工事監理	事業者が実施する工事監理の不備による工事内容・工期等が変更される場合		○	

表：リスク分担表(3)

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			県	事業者
(26)	施設瑕疵リスク	事業契約に規定される瑕疵担保期間内に本施設の瑕疵が発見された場合		○
		事業契約に規定される瑕疵担保期間外に本施設の瑕疵が発見された場合	○	
(27)	施設損傷リスク	本施設の劣化・老朽化に対して事業者が適切な維持管理を行わなかったことにより損傷した場合		○
		事業者の帰責事由により本事業の対象施設以外の施設が損傷した場合		○
		県の帰責事由により本施設が損傷した場合	○	
		県、事業者のいずれの帰責事由によらない事故や火災等により、本施設が損傷した場合	○ 注4	△
(28)	施設改修等リスク	県の帰責事由により、本施設の改修等が必要となった場合	○	
		要求水準の未達等、事業者の帰責事由により本施設の改修が必要となった場合		○
(29)	下水汚泥等の固形物量に関するリスク	当初想定した県が供給する下水汚泥等の濃度と水量の積により算定される固形物量の変動幅から、実際の下水汚泥等の固形物量が大幅に逸脱した場合のリスク	○	△ 注3
(30)	運営・維持管理費増大リスク	県の帰責事由以外の要因により、事業者の運営・維持管理費用が増大するリスク		○
(31)	バイオガス活用事業の収入変動に関するリスク	再生可能エネルギー電気の売買価格や精製ガスの外部販売単価の減少等に起因する事業収入の変動リスク	△ 注5	○
(32)	焼却施設における排熱利用に関するリスク	県の管理する焼却施設からの排熱利用の可能量が要求水準書で示す量に達しなかった場合のリスク	○	
		上記以外の排熱利用に関するリスク		○
(33)	要求水準未達等業務内容変更リスク	事業者の行う運営・維持管理業務の内容が要求水準を満たさない場合		○
		県の指示等による運営・維持管理業務の変更に関するもの	○	
(34)	終了時 施設の性能	事業期間終了時において、要求水準に示す本施設の性能の保持		○
(35)	終了時 終了手続	事業終了時の手続に関する諸費用の発生及び事業会社の清算に必要な費用の増加リスク		○

注1 双方責任を負わないものとする。

注2 基準金利の変動リスクは県が負担することとし、事業者の提案によるスプレッドの取扱いについては入札公告時に示す。

注3 原則県の負担とするが、一定の割合までは事業者が負担する。

注4 第三者による事故等の場合は、事業者の管理義務の懈怠により発生した第三者による施設損傷リスクは事業者のリスク分担とし、それ以外の第三者による施設損傷リスクは県のリスク分担とする。

注5 原則事業者の負担とするが、本事業に重大な影響があると県が判断する場合は官民協議を行う。

